

# 第5回 熊本県「無らい県運動」検証委員会

日 時：平成24年9月21日（金）  
午後7時から午後8時30分まで  
場 所：菊池恵楓園 社会交流会館

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

(1) 委員会の公開について

(2) ハンセン病関係文書に関する取扱いについて

資料1

① 県所管のハンセン病関係文書に関する取扱い

② 今回発見された文書の報告書への反映方法

(3) 委員及び協力員からの調査・執筆に関する報告について

(4) 今後の進め方について

資料2

(5) その他

## 熊本県「無らい県運動」検証委員会委員等一覧

(委員)

	氏 名	所 属
1	内田 博文	九州大学名誉教授 神戸学院大学教授
2	志村 康	菊池恵楓園入所者自治会副会長
3	小松 裕	熊本大学教授
4	遠藤 隆久	熊本学園大学教授
5	泉 潤	熊本日日新聞社論説委員

(敬称略)

(協力員)

	氏 名	所 属
1	井上 佳子	熊本放送報道制作局テレビ制作部部長代理
2	楠本 佳奈子	熊本日日新聞社編集局社会部記者
3	国宗 直子	弁護士・国賠訴訟西日本弁護士団員
4	齊藤 真	僧侶・ハンセン病市民学会事務局次長 浄土真宗本願寺派光尊寺住職
5	塚本 晋	県立宇土高等学校非常勤講師
6	本田 清悟	熊本日日新聞社熊本総局次長兼編集委員
7	森 紀子	熊本日日新聞社熊本総局記者
8	岡田 行雄	熊本大学教授

(敬称略)

## 熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書（仮）構成案

## 発刊の挨拶

- ・熊本県知事
- ・菊池恵楓園入所者自治会長

はじめに（無らい県運動のおおまかな説明）（内田委員長）

## 第一章 戦前編（総括：小松委員）

1. 熊本県におけるハンセン病の歴史（小松委員）
2. 九州各県連合立第5区九州癩療養所の開所（明治42年）（小松委員）
3. 自治会の発足（大正15年）及び癩予防協会（昭和6年）（小松委員）
4. 本妙寺事件（昭和15年）（小松委員）
5. 県警および県医師会、熊大医学部とのかかわり（小松委員）
6. 療養所の国立移管（昭和16年）及び戦争の激化と無らい県運動（小松委員）
7. その他

## 第二章 戦後編（総括：泉委員）

1. 優生保護法の成立（昭和23年）（泉委員）
2. 菊池事件（昭和26年）（国宗協力員）
3. 菊池医療刑務所開所（昭和28年）（泉委員）
4. 黒髪校事件と教育問題（昭和29年）（泉委員）
5. らい予防法の成立（小松委員）
6. その他

## 第三章 各界の役割（総括：内田委員長）

1. マスコミ（泉委員）
2. 宗教界（齋藤協力員）
3. 法曹界（国宗協力員）
4. 福祉界（内田委員長）
5. 教育界（内田委員長）
6. 医療界（小松委員）
7. 保健所（塚本協力員）
8. その他

## 第四章 現代におけるハンセン病の課題（総括：内田委員長）

1. ハンセン病国家賠償訴訟（遠藤委員、国宗協力員）
2. ホテル宿泊拒否事件（遠藤委員、泉委員）
3. ハンセン病問題基本法（遠藤委員、国宗協力員）
4. 患者の権利の保護（内田委員長）
5. その他

## 第五章 被害の実態（総括：国宗協力員）

## 第六章 ハンセン病問題の解決に向けて（総括：内田委員長）

1. 県および国における啓発活動の歴史（遠藤委員）
2. これからの啓発活動（遠藤委員）
3. 啓発のためのシステムの整備（内田委員長、遠藤委員）
4. 差別防止のためのシステムの整備（内田委員長、遠藤委員）
5. その他

○聞き取り調査原稿（別冊）

○参考資料（別冊）

「熊本県所管のハンセン病政策に関する文書」の利用等について（案）

平成24年 月 日決定  
健康づくり推進課

## 1 目的

これは、熊本県「無らい県運動」検証委員会（以下「委員会」という。）において、別添1「ハンセン病関係文書一覧」にある文書（以下「本件文書」という。）の利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 本件文書の利用について

委員会の委員及び協力員は、委員会の活動として「無らい県運動」の検証に資するため、別添2「情報の秘密保持等に関する誓約書」を提出のうえで、本件文書を利用することができるものとする。

## 3 閲覧の方法について

本件文書の閲覧は、次により行うものとする。

- ① 閲覧は、県庁舎内の会議室等で行うものとする。
- ② 閲覧時間は、原則として県庁開庁日の午前9時から午後5時までとする。
- ③ 閲覧に際しては、健康づくり推進課職員が立ち会うものとする。

## 4 本件文書の複写について

委員会の報告書作成の資料とするために、コピー等による複写及び写真撮影（携帯電話等による撮影を含む、以下「当該記録」という。）を行う場合は、個人の氏名、住所等、直ちに個人の特定につながる個人情報にはマスクをし、当該記録により個人が特定されないように留意するものとする。

ただし、マスクをすることが、報告書作成の資料とするうえで大きな支障となる場合はこの限りではない。

## 5 情報の返還について

委員会での活動が終了したとき又は本委員会の委員若しくは協力員でなくなったときは、委員会での活動において提供された県所管文書に関する資料の一切を直ちに熊本県に返還するものとする。

## 6 その他

本件文書から得た情報の委員会報告書への反映については、委員会に諮り、決定するものとする。

【別添1】

### ハンセン病関係文書一覧

	文 書 名	備 考
1	入所らい患者台帳	
2	患者指導票綴	
3	在宅患者削除入所死亡分綴	
4	菊池医療刑務支所関係綴	
5	昭和46年度 援護金品支給台帳	
6	昭和49年度 援護金品支給台帳	
7	らい予防関係例規綴	
8	らい関係統計資料綴	
9	財団法人菊池恵楓園患者援護会	
10	藤楓協会規約集	
11	保護記録 58冊	

【別添 2】

情報の秘密保持等に関する誓約書

熊本県「無らい県運動」検証委員会（以下「本委員会」という。）での活動（以下「本事業」という。）において、熊本県「無らい県運動」検証委員会設置要項第7条及び『「熊本県所管のハンセン病政策に関する文書」の利用等について』に基づき、私は、下記の事項を遵守することをここに誓約します。

記

（秘密保持）

第1条 本事業において知り得た個人情報等の不開示情報（以下「情報」という。）は厳重に保持し、本事業期間中及び終了後又は本委員会の委員若しくは協力員でなくなったときにおいても、情報は漏らさないこと。

本誓約書において、情報とは、本事業において提供された熊本県所管文書に係る熊本県情報公開条例第7条各号に掲げる不開示情報をいう。

（目的外利用の禁止）

第2条 情報を本事業の目的以外の目的のために利用しないこと。

（情報の返還）

第3条 本事業が終了したとき又は本委員会の委員若しくは協力員でなくなったときは、本事業において提供された県所管文書に関する資料の一切を直ちに熊本県に返還すること。

平成 年 月 日

住 所  
（又は所属団体名）

氏 名

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

## 熊本県「無らい県運動」検証委員会設置要項（新）

### （名 称）

第1条 この委員会は、熊本県「無らい県運動」検証委員会（以下「委員会」という。）と称する。

### （目 的）

第2条 本県における「無らい県運動」などのハンセン病隔離政策に関し、記録の作成に係る方策の検討、記録の検証、記録の作成等を行うことによって、今後の再発防止、偏見や差別のない社会の実現を図ることを目的とする。

### （協議事項）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- （1）本県の「無らい県運動」の記録作成に係る方策に関すること
- （2）本県の「無らい県運動」の記録に係る検証に関すること
- （3）本県の「無らい県運動」の記録の作成に関すること

### （組 織）

第4条 委員会は、関係団体の代表及び学識経験者等から知事が依頼する委員をもって組織する。

2 委員長は、委員の互選によって選出する。

### （委員会）

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員会の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて、委員会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### （協力員）

第6条 委員会は、委員の推薦により、「無らい県運動」の検証に必要な情報の収集並びに記録の作成に協力する者（以下「協力員」という。）を選定し、知事が依頼することができる。

2 協力員は、委員長の要請により、委員会に出席し、収集、作成した資料等につき報告を行うことができる。

### （守秘義務）

第7条 委員及び協力員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）委員会での活動（以下「本事業」という。）により知り得た個人情報等の不開示情報については、厳重に保持し、本事業期間中において、これを漏らしたり、本事業の目的以外の目的のために利用しないこと。

（2）前号は、本事業が終了した後又は委員若しくは協力員でなくなった後においても、同様であること。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課において処理する。

(附則)

この要項は、平成23年1月7日から施行する。

この要項は、平成23年1月26日から施行する。

この要項の改正前に第4条の熊本県「無らい県運動」記録作成委員に就任した者は、改正後、熊本県「無らい県運動」検証委員に就任したものとみなす。

この要項は、平成24年6月7日から施行する。

※ \_\_\_\_\_ は、今回改正した箇所を示す。

## 熊本県「無らい県運動」検証委員会設置要項（旧）

### （名 称）

第1条 この委員会は、熊本県「無らい県運動」検証委員会（以下「委員会」という。）と称する。

### （目 的）

第2条 本県における「無らい県運動」などのハンセン病隔離政策に関し、記録の作成に係る方策の検討、記録の検証、記録の作成等を行うことによって、今後の再発防止、偏見や差別のない社会の実現を図ることを目的とする。

### （協議事項）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- （1）本県の「無らい県運動」の記録作成に係る方策に関すること
- （2）本県の「無らい県運動」の記録に係る検証に関すること
- （3）本県の「無らい県運動」の記録の作成に関すること

### （組 織）

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、委員の互選によって選出する。
- 3 委員は、関係団体の代表及び学識経験者等をもって構成する。

### （委員会）

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員会の議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて、委員会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### （庶 務）

第6条 委員会の庶務は、熊本県健康福祉部健康づくり推進課において処理する。

### （附 則）

この要項は、平成23年1月7日から施行する。

この要項は、平成23年1月26日から施行する。

この要項の改正前に第4条の熊本県「無らい県運動」記録作成委員に就任した者は、改正後、熊本県「無らい県運動」検証委員に就任したものとみなす。

## 熊本県情報公開条例（抜粋）

### （行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
  - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
  - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及び支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録されている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分を除く。
  - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 議会の議員又は会派の活動に関する情報であつて、公にすることにより、当該議員又は会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

熊本県「無らい県運動」検証委員会における今後の進め方（案）

